（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＮ69957
金額　1,028,579円
支払期日　平成25年５月20日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成25年１月25日
振出地　神奈川県川崎市幸区
振出人　三菱ふそうトラック・バス株式会社
代表取締役　アルバート・キルヒマン
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第４５号

大阪府大阪市中央区北久宝寺町２丁目４番１号
申立人　新日本工機株式会社
代表者代表取締役　山口　久一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月11日
平成25年７月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ156668
金額　3,000,000円
支払期日　平成25年４月30日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業部
振出日　平成25年１月25日
振出地　東京都新宿区
振出人　大成建設株式会社　代表取締役社長　山内　隆司
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ156669
金額　800,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第４６号

広島県福山市本庄町中２丁目８番20号
申立人　共和医理器株式会社
代表者代表取締役　松本　武雄
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月11日
平成25年７月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ188914
金額　600,000円
支払期日　平成25年５月７日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成24年12月28日
振出地　東京都中央区
振出人　三井造船株式会社　代表取締役社長　加藤　泰彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第４７号

東京都八王子市元横山町２丁目１番８－802号
申立人　梶原祐理子
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月11日
平成25年７月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
日本銀行出資証券
⑴種類枚数　10口券３枚
記号番号　ろ25277～25279
発行年月日　平成１年４月24日
額面　1,000円
一口の金額　100円
最終名義人　中村健二郎
最終所持人　申立人
⑵種類枚数　１口券３枚
記号番号　い13228～13230
額面　100円
⑵の日本銀行出資証券の発行年月日、一口の金額、最終名義人及び最終所持人は⑴の日本銀行出資証券の記載に同じ

平成２５年（へ）第４８号

東京都渋谷区渋谷３丁目26番17号
申立人　株式会社ベストセレクト
代表者代表取締役　石戸　晃一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月11日
平成25年７月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＢＢ128146
金額　1,609,000円
支払人　株式会社みずほ銀行池袋西口支店
支払地　東京都豊島区
振出日　平成25年２月15日
振出地　東京都豊島区
振出人　一建設株式会社　代表取締役　堀口　忠美
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第４９号

東京都台東区鳥越２丁目８番15号
申立人　細川　順子
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月11日
平成25年７月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
第848号割引みずほ銀行債券
券種枚数　100万円券20枚
債券番号　029490、029492～029500、032620～032629
売出期間　平成14年12月13日から同月27日まで
償還日　平成15年12月26日
発行者　株式会社みずほ銀行
元金支払場所　株式会社みずほ銀行金融債取扱店舗外
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号

神奈川県大和市下鶴間2129番地
申立人　高下　伸一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月10日
平成25年７月11日　藤沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　600717
金額　200,000円
支払人　株式会社三井住友銀行つきみ野支店
支払地　神奈川県大和市
振出日　平成19年４月20日
振出地　神奈川県大和市
振出人　株式会社三井住友銀行つきみ野支店
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５５号

最後の住所鳥取県西伯郡会見町天萬1533番地の１
債務者　亡潮龍相続財産
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　正志
４　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後１時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６４８号

広島県東広島市豊栄町清武1810番地の１
債務者　株式会社信興
代表者代表取締役　杉原　忠範
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後６時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　哲夫
４　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４号

兵庫県姫路市延末295番地
債務者　株式会社魚谷商店
代表者代表取締役　魚谷　正文
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
４　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７１３号

京都市西京区大枝沓掛町１番地の71
債務者　株式会社信和電工
代表者代表取締役　早　　民
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内村　和朝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係